

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の主な改正内容

改正要旨

準拠している国土交通省共通仕様書及び農林水産省共通仕様書の改正に伴う改正

1. 共通事項

- ①これまでの追録による加除を取りやめ全編更新に変更
- ②条番号の枝番の廃止とこれによる条番号のずれを修正
- ③ページの枝番を廃止し新たにページ番号を割り振る

＜ページ番号例＞ △-□-○○ △：仕様書番号 □：編 ○○：編のページ

2. 設計業務共通仕様書

第1編 共通編

- ①「第1103条 受注者の義務」、「第1137条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」及び「第1213条 維持管理への配慮」の追加
- ②「主要技術基準及び参考図書」の改正（最新版への更新と追加）

第2編 河川編

- ①「第3章 河川構造物設計 第2節 築堤設計」の追加
- ②「第2103条 計画段階配慮書（案）の作成」の追加
- ③照査項目の追加

第3編 海岸編

内容の改正なし（条番号のずれを修正、字句の訂正）

第4編 砂防及び地すべり対策編

- ①「成果物一欄表」の改正
- ②照査項目の追加

第5編 ダム編

改正なし

第6編 道路編

- ①「第4章 道路計画 第8節 調整池計画」の追加
- ②「第9章 道路施設点検 第3節 橋梁点検」の削除
- ③「第6102条 計画段階配慮書（案）の作成」の追加
- ④照査項目の追加

第7編 公園緑地編

内容の改正なし（字句の訂正）

第8編 下水道編

改定なし

第9編 港湾編

- ①国共通仕様書を適用するが「第1編 共通編 第1章 総則」については県共通仕様書を優先する。

第10編 農業農村整備編

- ①「第3章 水路工設計 第11節 暗渠計画」、「同 第12節 落差工計画」、「同 第13節 急流設計」、「同 第14節 斜流分水工並びにチェックゲート設計」、「同 第15節 直接分水工設計」、「同 第16節 合流工設計」、「同 第17節 サイホン設計」、「同 第18節 付帯橋梁設計」及び「同 第19節 水路横断構造物設計」の「構想設計」の条項削除
- ②「第5章 農道設計 第6節 道路トンネル」、「同 第7節 道路トンネル設備」及び「同 第8節 橋梁」を削除
- ③照査項目及び点検取りまとめ項目の修正

第11編 森林整備編

- ①「第11003条 受注者の義務」、「第11031条 個人情報の取扱い」、「第11035条 行政情報流失防止対策の強化」及び「第11036条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」の追加
- ②「第11503条 受注者の義務」、「第11531条 個人情報の取扱い」、「第11535条 行政情報流失防止対策の強化」及び「第11536条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」の追加

第12編 漁場漁港整備編

(「漁港関係事業調査設計・測量等共通仕様書」参照)

第13編 電気通信施設編

- ①これまでの「電気通信設備設計業務共通仕様書」を廃止し、「設計業務共通仕様書 第13編 電気通信施設編」として追加

3. 測量業務共通仕様書

第1編 共通編

- ①「第138条 暴力団による不当介入を受けた場合の措置」の追加

第2編 森林整備編

- ①「第503条 受注者の義務」、「第530条 個人情報の取扱い」、「第534条 行政情報流失防止対策の強化」及び「第535条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」の追加

4. 地質調査・土質調査業務共通仕様書

- ①「第109条 照査の実施」、「第138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」の追加
- ②「第4章 サウンディング 第5節 簡易動的コンーン貫入試験」の追加
- ③「第9章 地すべり調査」の改定
 - ・「第901条 目的」、「第902条 計画準備」、「第903条 地下水調査」、「第904条 移動変形調査」、「第905条 解析」、「第906条 対策工法選定」及び「第907条 報告書作成」の追加
 - ・「第1節 伸縮計による調査」、「第2節 地盤傾斜量測定(傾斜計)」、「第3節 測量による調査(移動杭)」、「第4節 ボーリング調査」、「第5節 標準貫入試験」、「第6節 電気(垂直、水平)探査」、「第7節 弾性波探査」、「第8節 自然放

射能探査」、「第9節 地温探査」、「第10節 温度検層」、「第11節 地すべり面調査(歪計)」、「第12節 すべり面調査(孔内傾斜計)」、「第13節 地下水位測定」、「第14節 地下水追跡試験」、「第15節 地下水検層試験」及び「第16節 簡易用水試験」の削除

5. 漁港関係事業調査設計・測量等共通仕様書

- ①「第1章 総則」の引用先を「設計業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」の「第1章 総則」に改定
- ②「調査業務写真管理基準」を「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書 調査管理基準」を適用することに改定
- ③「付属資料」を「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書 付属資料」を適用することに改正